

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年6月28日
【発行者の名称】	株式会社ペアキャピタル (Pear Capital, inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 哲
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー31階
【電話番号】	03-6456-3481 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 西園 直記
【担当J-Adviserの名称】	Jトラストグローバル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 矢田 耕一
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー7階
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.jtg-sec.co.jp/hs/financial.htm
【電話番号】	03-4560-0200
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社ペアキャピタル https://p-capital.co.jp 株式会社 東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期（中間）	第3期（中間）	第4期（中間）	第2期	第3期
会計期間	自 2021年10月1日 至 2022年3月31日	自 2022年10月1日 至 2023年3月31日	自 2023年10月1日 至 2024年3月31日	自 2021年10月1日 至 2022年9月30日	自 2022年10月1日 至 2023年9月30日
売上高（千円）	297,575	352,158	455,532	642,013	1,067,308
経常利益又は経常損失（△）（千円）	82,439	△8,251	26,957	134,692	177,202
中間（当期）純利益又は中間純損失（△）（千円）	54,383	△5,467	17,214	92,130	126,408
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	-	-	-	-	-
資本金（千円）	9,900	9,900	9,900	9,900	9,900
発行済株式総数（千円）	1,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
純資産額（千円）	105,225	117,506	246,596	142,973	249,381
総資産額（千円）	349,829	545,797	629,953	530,120	691,237
1株当たり純資産額（円）	52.61	58.75	123.30	71.49	124.69
1株当たり配当額 （うち1株当たり中間配当額）（円）	- (-)	- (-)	- (-)	10.0 (-)	10.0
1株当たり中間（当期）純利益金額 又は中間純損失金額（△）（円）	27.19	△2.73	8.61	46.07	63.20
潜在株式調整後 1株当たり中間（当期）純利益金額（円）	-	-	8.22	43.93	60.28
自己資本比率（％）	30.1	21.5	39.1	27.0	36.1
自己資本利益率（％）	69.7	-	6.9	95.1	64.4
株価収益率（倍）	-	-	67.4	12.6	9.2
配当性向（％）	-	-	-	21.7	15.8
営業活動によるキャッシュ・フロー（千円）	164,386	△40,734	△96,883	237,653	196,156
投資活動によるキャッシュ・フロー（千円）	1,045	△56,093	△12,563	△31,566	△56,093
財務活動によるキャッシュ・フロー（千円）	12,893	45,958	△3,353	152,215	△27,348
現金及び現金同等物の中間（期末）残高（千円）	272,961	402,070	452,854	452,939	565,654
従業員数 （ほか、平均臨時雇用人員）（人）	18 (2)	36 (4)	57 (5)	27 (4)	46 (3)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 第2期中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できなかったため、記載しておりません。また、当社は、2022年9月12日付でTOKYO PRO Marketに上場したため、第2期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から2022年9月末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。また、第3期中間会計期間については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

4. 第3期中間会計期間の自己資本利益率については、中間純損失を計上しているため、記載しておりません。

5. 第2期中間会計期間の株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。また、第3期中間会計期間の株価収益率については、中間純損失を計上しているため記載しておりません。

6. 第2期中間会計期間の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、また第2期及び第3期の財務諸表、第3期及び第4期中間会計期間の中間財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査法人コスモスの監査又は中間監査を受けております。

7. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、平均臨時雇用者数（パートタイマー）は年間平均人員を（ ）外数で記載しております。
8. 2022年5月12日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っておりますが、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間（当期）純利益金額を算定しております。
9. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を第2期の期首から適用しております。なお、累積的影響額を期首の利益剰余金に反映する方法を採用し、比較情報は修正再表示しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2024年3月31日現在

従業員数（人）	57（5）
---------	-------

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 当社は、M&A仲介事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しています。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されていませんが、労使関係は安定しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当中間会計期間における業績等の概要につきましては、次のとおりです。

(1) 業績

当中間会計期間の経営成績の概況につきましては、次のとおりです。

当中間会計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症関係の規制が緩和され、経済活動が回復しつつありますが、金利上昇や急激な為替変動、各種物価の上昇等、依然として景気の先行きは不透明な状況にあります。

一方で当社の事業領域である国内M&A仲介のニーズは継続しており、当社はそのニーズにこたえるべく人材採用や顧客へのアドバイス等を実施してまいりました。また地域経済の活性化に尽力すべく、2023年11月に名古屋営業所を移転し、2024年1月に大阪営業所を開設するとともに、福岡営業所及び台湾駐在員事務所の開設準備を行い、地域に根差したM&A支援体制の構築を推進してまいりました。

その結果、当中間会計期間において、売上高は455,532千円（前年同期比29.4%増加）、営業利益は27,658千円（前年同期は営業損失7,135千円）、経常利益は26,957千円（前年同期は経常損失8,251千円）、中間純利益は17,214千円（前年同期は中間純損失5,467千円）となりました。

なお、当社はM&A仲介事業の単一セグメントであるため、セグメントに関する記載は省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は452,854千円（前期末比112,799千円減少）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は96,883千円（前年同期は使用した資金40,734千円）となりました。これは主に、税引前中間純利益の計上26,957千円、売上債権の増加額37,950千円、未払費用の減少額15,748千円、未払消費税等の減少額31,776千円、及び法人税等の支払額30,283千円が生じたことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は12,563千円（前年同期は使用した資金56,093千円）となりました。これは主に、営業所の開設により、有形固定資産の取得による支出4,809千円、及び敷金の差入による支出6,176千円が生じたことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金3,353千円（前年同期は獲得した資金45,958千円）となりました。これは主に、短期借入金の純減少額が37,624千円生じたことに加え、長期借入れによる収入が80,000千円、長期借入金の返済による支出が25,729千円、配当金の支払額が20,000千円生じたことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は、受注生産を行っていないため、該当事項はありません。

(3) 売上実績

当中間会計期間の売上実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	
	売上高 (千円)	前年同期比 (%)
M&A 仲介事業	455,532	29.4
合計	455,532	29.4

(注) 主な相手先別の売上実績及び当該売上実績の総売上実績に対する割合は、次のとおりです。

なお、当社顧客との各種契約においては秘密保持条項が存在するため、相手先名の公表は控えさせていただきます。

相手先	前中間会計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年3月31日)		当中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
M&A 売手先A	37,800	10.7	-	-

(注) 当中間会計期間における主な相手先別の売上実績は、総売上実績に対する割合が10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、2023年12月27日に公表した発行情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。また、当社株式の株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<J-Adviser との契約について>

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Marketに上場しております。当社では、Jトラストグローバル証券株式会社を担当J-Adviserに指定することについて、Jトラストグローバル証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、Jトラストグローバル証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後3年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の（a）及び（b）に定める書面に基づき行うものとする。

（a）次のイからハマまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハマまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産活法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

（b）規程第311条第1項第5号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手

続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないことと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場

に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

財務諸表の作成にあたっては、資産、負債、収益、費用の金額に影響する見積り及び仮定が必要となる場合があります。これらは仮定の適切性、情報の適切性及び金額の妥当性に留意しながら会計上の見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当中間会計期間末の財政状態につきましては、次のとおりです。

(資産の部)

総資産は629,953千円（前期末比61,284千円減少）となりました。

流動資産につきましては、540,722千円（同69,179千円減少）となりました。これは主に、営業所の開設に伴い、現金及び預金が482,855千円（同112,799千円減少）となったこと、売掛金が42,900千円（同37,950千円増加）となったことによるものです。

固定資産につきましては、89,230千円（同7,894千円増加）となりました。これは主に、営業所の開設に伴い、敷金が6,176千円（同6,176千円増加）となったことによるものです。

(負債の部)

総負債は383,356千円（同58,498千円減少）となりました。

流動負債につきましては、187,473千円（同85,917千円減少）となりました。これは主に、短期借入金が10,000千円（同37,624千円減少）となったことに加え、1年内返済予定の長期借入金が69,506千円（同26,868千円増加）となったこと、未払費用が54,347千円（同15,748千円減少）となったこと、未払法人税等が9,248千円（同21,035千円減少）となったこと、未払消費税等が7,751千円（同31,776千円減少）となったことによるものです。

固定負債につきましては、195,883千円（同27,418千円増加）となりました。これは主に、長期借入金が166,899千円（同27,403千円増加）となったことによるものです。

(純資産の部)

純資産につきましては246,596千円（同2,785千円減少）となりました。これは中間純利益が17,214千円生じたことに加えて、剰余金の配当を20,000千円実施したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2024年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2024年6月28日現在)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

第1回新株予約権（2021年6月29日臨時株主総会決議）

区分	中間会計期間末現在 (2024年3月31日)	公表日の前月末現在 (2024年5月31日)
新株予約権の数(個)	47 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	94,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2023年7月1日 至 2028年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5 資本組入額 2.50	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権の数

新株予約権1個につき目的となる株式数は2,000株です。ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整します。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の

取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができます。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

2. 新株予約権行使時の払込金額

本新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、行使することができる期間中に取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権の行使は、当社普通株式にかかる株式がいずれかの株式公開市場(特定取引所金融商品市場を除く)に上場することを条件とする。
- (4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割又は新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換又は株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、決定します。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
当初権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、当初権利行使期間の満了日までとします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
(a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
(b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から上記(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
- (9) 新株予約権の行使条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

第2回新株予約権（2022年12月8日取締役会決議）

区分	中間会計期間末現在 (2024年3月31日)	公表日の前月末現在 (2024年5月31日)
新株予約権の数（個）	656 (注) 1	636 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	65,600 (注) 1	63,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	580 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	自 2024年12月27日 至 2029年12月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 580 資本組入額 290	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当社が合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

2. 新株予約権行使時の払込金額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金580円とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- (1) 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、行使することができる期間中に取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権の行使は、当社普通株式にかかる株式がいずれかの株式公開市場（特定取引所金融商品市場を除く）に上場することを条件とする。
- (4) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以

下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権の取り決めに定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使条件
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。
- (9) 新株予約権の取得条項
本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減(株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2020年10月14日 (注1)	1,000	1,000	9,900	9,900	100	100
2022年5月12日 (注2)	1,999,000	2,000,000	—	9,900	—	100

- (注) 1. 発行済株式総数並びに資本金及び資本準備金の増加は、会社設立によるものです。
2. 2022年5月11日の株主名簿に記載された株主に対し、分割比率を1:2,000として分割しました。

(6) 【所有者別状況】

2024年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	5	—	—	5	10	—
所有株式数(単元)	—	—	—	16,620	—	—	3,380	20,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	83.10	—	—	16.90	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
合同会社田中(注) 1、2	東京都目黒区三田二丁目6番11号	941,900	47.10
合同会社MK(注) 1、3	東京都板橋区小茂根三丁目16番7号	240,000	12.00
合同会社NJ(注) 1、4	東京都渋谷区恵比寿西二丁目8番4号	240,000	12.00
合同会社NHS(注) 1、5	東京都品川区上大崎二丁目8番21号	240,000	12.00
松本 将和(注) 1	東京都品川区	98,000	4.90
田中 哲(注) 1	東京都目黒区	60,000	3.00
西園 直記(注) 1	東京都板橋区	60,000	3.00
西塚 淳(注) 1	東京都目黒区	60,000	3.00
新井 裕己(注) 1	東京都品川区	60,000	3.00
MG合同会社(注) 1	東京都品川区上大崎二丁目5番7号203	100	0.01
計	—	2,000,000	100.00

(注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 合同会社田中は、代表取締役田中哲の資産管理会社であります。

3. 合同会社MKは、取締役西園直記の資産管理会社であります。

4. 合同会社NJは、取締役西塚淳の資産管理会社であります。

5. 合同会社NHSは、取締役新井裕己の資産管理会社であります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,000,000	20,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,000,000	—	—
総株主の議決権	—	20,000	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権によるストック・オプション制度を採用しております。

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
決議年月日	2021年6月29日 (臨時株主総会決議)	2022年12月8日 (取締役会決議)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 7	当社取締役 2 当社従業員 31
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」 に記載しております。	「(2)新株予約権等の状況」 に記載しております。
株式の数(株)	同上	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上	同上
新株予約権の行使期間	同上	同上
新株予約権の行使の条件	同上	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上
代用払込みに関する事項	同上	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上	同上

2 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期
決算年月	2021年9月	2022年9月	2023年9月
最高(円)	—	580	580
最低(円)	—	580	580

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
2. 当社株式は、2022年9月12日から東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2023年10月	2023年11月	2023年12月	2024年1月	2024年2月	2024年3月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおける取引価格です。
2. 2023年10月から2024年3月において、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における売買実績はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報提出日後、当発行者情報提出日までの役員の異動はありません。

第6 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2023年10月1日から2024年3月31日まで）の中間財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当中間会計期間 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	595,654	482,855
売掛金	※1 4,950	※1 42,900
貯蔵品	78	115
前払費用	9,218	13,399
その他	-	1,452
流動資産合計	609,901	540,722
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	※2 45,368	※2 45,307
工具、器具及び備品（純額）	※2 5,274	※2 5,392
有形固定資産合計	50,643	50,699
投資その他の資産		
敷金	-	6,176
差入保証金	20,118	21,695
長期前払費用	1,004	1,583
繰延税金資産	9,570	9,075
投資その他の資産合計	30,693	38,531
固定資産合計	81,336	89,230
資産合計	691,237	629,953

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年9月30日)	当中間会計期間 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	47,624	10,000
1年内返済予定の長期借入金	42,638	69,506
未払金	13,403	11,107
未払費用	70,096	54,347
未払法人税等	30,283	9,248
未払消費税等	39,528	7,751
預り金	29,599	25,295
その他	217	217
流動負債合計	273,390	187,473
固定負債		
長期借入金	139,496	166,899
資産除去債務	28,968	28,984
固定負債合計	168,464	195,883
負債合計	441,855	383,356
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,900	9,900
資本剰余金		
資本準備金	100	100
資本剰余金合計	100	100
利益剰余金		
利益準備金	2,000	2,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	237,381	234,096
利益剰余金合計	239,381	236,596
株主資本合計	249,381	246,596
純資産合計	249,381	246,596
負債純資産合計	691,237	629,953

② 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年3月31日)	当中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)
売上高	352,158	455,532
売上原価	152,726	207,300
売上総利益	199,432	248,231
販売費及び一般管理費	※ 206,568	※ 220,572
営業利益又は営業損失(△)	△7,135	27,658
営業外収益		
受取利息	1	2
雑収入	1	284
営業外収益合計	2	286
営業外費用		
支払利息	979	879
為替差損	-	16
その他	138	92
営業外費用合計	1,118	988
経常利益又は経常損失(△)	△8,251	26,957
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	△8,251	26,957
法人税、住民税及び事業税	70	9,248
法人税等調整額	△2,854	495
法人税等合計	△2,784	9,743
中間純利益又は中間純損失(△)	△5,467	17,214

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2022年10月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	9,900	100	100	-	132,973	132,973	142,973	142,973
当中間期変動額								
剰余金の配当				2,000	△22,000	△20,000	△20,000	△20,000
中間純損失					△5,467	△5,467	△5,467	△5,467
当中間期変動額合計	-	-	-	2,000	△27,467	△25,467	△25,467	△25,467
当中間期末残高	9,900	100	100	2,000	105,506	107,506	117,506	117,506

当中間会計期間（自 2023年10月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計		
当期首残高	9,900	100	100	2,000	237,381	239,381	249,381	249,381
当中間期変動額								
剰余金の配当				500	△20,500	△20,000	△20,000	△20,000
中間純利益					17,214	17,214	17,214	17,214
当中間期変動額合計	-	-	-	500	△3,285	△2,785	△2,785	△2,785
当中間期末残高	9,900	100	100	2,500	234,096	236,596	246,596	246,596

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年3月31日)	当中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 (△)	△8,251	26,957
減価償却費	14,254	4,752
受取利息	△1	△2
支払利息	979	879
売上債権の増減額 (△は増加)	-	△37,950
売上債権及び契約資産の増減額 (△は増加)	△11,000	-
前払費用の増減額 (△は増加)	△4,449	△4,181
未払金の増減額 (△は減少)	157	△2,296
未払費用の増減額 (△は減少)	40,732	△15,748
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△43,200	△31,776
預り金の増減額 (△は減少)	△1,883	△4,304
その他	2,538	△2,052
小計	△10,124	△65,722
利息及び配当金の受取額	1	2
利息の支払額	△979	△879
法人税等の支払額	△29,631	△30,283
営業活動によるキャッシュ・フロー	△40,734	△96,883
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△30,819	△4,809
資産除去債務の履行による支出	△19,960	-
敷金の差入による支出	-	△6,176
差入保証金の差入による支出	△20,118	△1,577
差入保証金の回収による収入	14,804	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△56,093	△12,563
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	80,748	△37,624
長期借入れによる収入	-	80,000
長期借入金の返済による支出	△14,790	△25,729
配当金の支払額	△20,000	△20,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	45,958	△3,353
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△50,869	△112,799
現金及び現金同等物の期首残高	452,939	565,654
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 402,070	※ 452,854

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 固定資産の償却の方法

有形固定資産

建物附属設備 定額法

工具、器具及び備品 定率法

なお、耐用年数は以下の通りです。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 4～10年

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金 売上債権、差入保証金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

3. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期投資からなっております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、M&A仲介事業のうち、各サービスの主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、基本合意時の報酬については、譲渡企業と買収候補者の間で基本合意書等が締結された時点で収益を認識しております。成功報酬については、譲渡企業と買収候補者の間で株式譲渡契約書等の最終契約が締結され、当該M&A取引が不成立となる要因（ディールブレイカー）が解消されたと判断した時点で収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

※1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前事業年度 (2023年9月30日)	当中間会計期間 (2024年3月31日)
売掛金	12,650千円	12,650千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年9月30日)	当中間会計期間 (2024年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	8,311千円	13,063千円

3 偶発債務

2023年2月1日付で東京地方裁判所において、原告の有限会社グラムファーマシー（以下「対象会社」といいます。）及び対象会社の株主である松田博嗣氏（以下「松田氏」といいます。）から、帝鳳グループ株式会社（以下「譲受企業」といいます。）及び当社を被告とする訴訟が提起されました。

当社は、2022年6月に原告の松田氏と被告の譲受企業間における株式譲渡契約（以下「本契約」といいます。）の仲介を実行しました。しかしながら、その後、譲受企業が対象会社及び松田氏に対して欺罔行為及び着服行為を行っていたことが判明し、本契約は解消されるとともに、譲受企業の代表者は業務上横領の容疑で逮捕されております。このような経緯の中で、原告ら（対象会社及び松田氏）の2023年2月1日付の当社に対する訴状の主張によると、譲受企業の上記不法行為を当社社員が幫助したことを理由として、当社に対して146,335千円の損害賠償を求めているものです。

当社といたしましては、今後、原告らの主張及び請求内容を精査し、裁判において当社の正当性を主張してまいります。

(中間損益計算書関係)

※減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年3月31日)	当中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)
有形固定資産	14,254千円	4,752千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間（自 2022年10月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	2,000,000	—	—	2,000,000
合計	2,000,000	—	—	2,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権 (注) 1、2	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 第1回新株予約権の付与日において、当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。付与日における本源的価値は0円であり、当中間会計期間末残高はありません。第2回新株予約権の付与時点において、当社はTOKYO PRO Marketに上場しておりましたが、付与日前における当社株式の十分な売買実績がなく、付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価を合理的に見積ることができないことから、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。付与日における本源的価値は0円であり、当中間会計期間末残高はありません。

2. スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初月が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2022年12月23日 定時株主総会	普通株式	20,000	10	2022年9月30日	2022年12月26日	利益剰余金

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	増加株式数(株)	減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	2,000,000	—	—	2,000,000
合計	2,000,000	—	—	2,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
			当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権 (注) 1、2	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 第1回新株予約権の付与日において、当社株式は非上場であり、付与日における公正な評価単価は単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。付与日における本源的価値は0円であり、当中間会計期間末残高はありません。第2回新株予約権の付与時点において、当社はTOKYO PRO Marketに上場しておりましたが、付与日前における当社株式の十分な売買実績がなく、付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価を合理的に見積ることができないことから、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値をもってストック・オプションの評価単価としております。付与日における本源的価値は0円であり、当中間会計期間末残高はありません。

2. スtock・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初月が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年12月4日 取締役会	普通株式	20,000	10	2023年9月30日	2023年12月28日	利益剰余金

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年3月31日)	当中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)
現金及び預金勘定	432,070千円	482,855千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△30,000千円	△30,000千円
現金及び現金同等物	402,070千円	452,854千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度 (2023年9月30日)

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	182,134	182,355	221
負債計	182,134	182,355	221

(注) 現金は注記を省略しており、預金及び短期借入金、未払費用、未払消費税等については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間 (2024年3月31日)

	中間貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	236,405	234,218	△2,186
負債計	236,405	234,218	△2,186

(注) 現金は注記を省略しており、預金及び売掛金、短期借入金、未払費用、未払消費税等については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	182,355	—	182,355
負債計	—	182,355	—	182,355

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

この時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当中間会計期間（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	234,218	—	234,218
負債計	—	234,218	—	234,218

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

この時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ関係）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

当社は、第1回新株予約権の付与時点では未公開企業であり、また第2回新株予約権の付与日におけるストック・オプション等の単位当たりの本源的価値が0円であるため、費用計上していません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社従業員9名	当社取締役2名 当社従業員37名
株式の種類別のストック・オプションの数 (注)	普通株式 98,000株	普通株式 77,400株
付与日	2021年6月30日	2022年12月8日
権利確定条件	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、行使することができる期間中に取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 3. 新株予約権の行使は、当社普通株式にかかる株式がいずれかの株式公開市場(特定取引所金融商品市場を除く)に上場することを条件とする。 4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	1. 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、行使することができる期間中に取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。 2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 3. 新株予約権の行使は、当社普通株式にかかる株式がいずれかの株式公開市場(特定取引所金融商品市場を除く)に上場することを条件とする。 4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	自2021年6月30日 至2023年6月30日	自2022年12月8日 至2024年12月26日
権利行使期間	自2023年7月1日 至2028年6月30日	自2024年12月27日 至2029年12月26日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、第1回新株予約権の数については、2022年5月12日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当中間会計期間において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	96,000	68,000
付与	—	—
失効	2,000	2,400
権利確定	—	—
未確定残	94,000	65,600
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (注) (円)	5	580
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	580

(注) 第1回新株予約権については、2022年5月12日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回新株予約権については、付与日において当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を見積る方法に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積る方法によっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、純資産法により算定した価格を用いております。

また、第2回新株予約権については、付与日の当社株式の株価に近似していると判断されたことから、付与日における公正な評価単価は付与日の株価を使用する方法により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当中間会計期間末における本源的価値の合計額及び当中間会計期間末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当中間会計期間末における本源的価値の合計額	54,050千円
当中間会計期間末において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	-千円

(資産除去債務関係)

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務です。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を5年とし、割引率は0.109%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)
期首残高	20,011千円	28,968千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	28,942千円	-千円
時の経過による調整額	-千円	15千円
資産除去債務の履行による減少額	△25千円	-千円
見積りの変更による増加額	△19,960千円	-千円
当中間会計期間末(期末)残高	28,968千円	28,984千円

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前中間会計期間 (自 2022年10月1日 至 2023年3月31日)	当中間会計期間 (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日)
基本合意報酬	51,760千円	50,903千円
成功報酬	298,397千円	396,606千円
その他	2,000千円	8,022千円
合計	352,158千円	455,532千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産の残高等

	前事業年度 (2023年9月30日)	当中間会計期間 (2024年3月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	12,650千円	17,600千円
顧客との契約から生じた債権(中間期末(期末)残高)	17,600千円	55,550千円

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、M&A仲介事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2022年10月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありませんので、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
M&A買手先A	37,800	M&A仲介事業

※当社顧客との各種契約においては秘密保持条項が存在するため、名称又は氏名の公表は控えさせていただきます。

当中間会計期間（自 2023年10月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありませんので、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに 1 株当たり中間純利益又は 1 株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下の通りです。

(1) 1 株当たり純資産額

	前事業年度 (2023年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (2024年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	124. 69円	123. 30円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	249, 381	246, 596
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	249, 381	246, 596
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	2, 000, 000	2, 000, 000

(2) 1 株当たり中間純利益金額又は 1 株当たり中間純損失金額

	前中間会計期間 (自 2022年10月 1 日 至 2023年 3 月 31 日)	当中間会計期間 (自 2023年10月 1 日 至 2024年 3 月 31 日)
1 株当たり中間純利益金額 又は 1 株当たり中間純損失金額 (△)	△2. 73円	8. 61円
中間純利益又は中間純損失 (△) (千円)	△5, 467	17, 214
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益金額 又は普通株式に係る中間純損失金額 (△) (千円)	△5, 467	17, 214
普通株式の期中平均株式数(株)	2, 000, 000	2, 000, 000
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	—	8. 22円
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	94, 837
(うち、新株予約権 (株))	—	(94, 837)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 1 種類(新株予約権の数734個)。 なお、新株予約権の概要は「第 5 発行者の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	新株予約権 1 種類(新株予約権の数656個)。 なお、新株予約権の概要は「第 5 発行者の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(注) 2023年 9 月期中間会計期間の潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、2024年6月27日開催の取締役会において、当社の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、更なる企業価値の向上を図るインセンティブを与えること等を目的として、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の従業員に対してストック・オプションとしての新株予約権を無償で発行しました。

1. 新株予約権の名称

株式会社ペアキャピタル 第3回新株予約権

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当社が合併を行う場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

3. 新株予約権の総数

110個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

4. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社従業員	47名	110個
-------	-----	------

5. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金940円とする。

なお、新株予約権の割当日後に以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

- ② 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

③ 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

7. 新株予約権を行使することができる期間

2026年6月29日から2031年6月28日までとする。

8. 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、行使することができる期間中に取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由がある場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- ③ 新株予約権の行使は、当社普通株式にかかる株式がいずれかの株式公開市場（特定取引所金融商品市場を除く）に上場することを条件とする。
- ④ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

9. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

10. 新株予約権の取得条項

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、上記8.の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 組織再編行為をする場合の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割又は新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下

同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記6. に準じて決定する。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記7. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記7. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記11. に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使条件
上記8. に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得条項
上記10. に準じて決定する。

13. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

14. 新株予約権の割当日
2024年6月28日

15. 新株予約権証券の発行
新株予約権証券は発行しない。

16. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所
銀行名：みずほ銀行
本支店：恵比寿支店
住 所：東京都渋谷区恵比寿1丁目20-22

17. その他会社法第242条第1項の規定により通知すべき事項

- ① 当社の商号 株式会社ペアキャピタル
- ② 当社の発行可能株式総数 8,000,000株
- ③ 単元株式数 100株
- ④ 株主名簿管理人
名称：三井住友信託銀行株式会社
住所：東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
- ⑤ 新株予約権の目的である株式については「社債、株式等の振替に関する法律」の規定が適用される。
- ⑥ 電子提供措置をとる旨の定款の定め

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

18. 本発行要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要になるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年6月28日

株式会社ペアキャピタル

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小室 豊和

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペアキャピタルの2023年10月1日から2024年9月30日までの第4期事業年度の中間会計期間（2023年10月1日から2024年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ペアキャピタルの2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2023年10月1日から2024年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（中間貸借対照表関係）3 偶発債務に記載されているとおり、会社は、有限会社グラムファーマシー及び松田博嗣氏から146,355千円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を提起され、現在係争中である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監

視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表の有効な情報の表示に関して投資家の判断を損なうような虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容な可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。